

令和3年度事業計画書

第1 令和2年中の犯罪情勢

1 刑法犯認知件数と検挙状況（暫定値）

- 認知件数～27,630件（前年同期比 -6,890件、-20.0%）、ピーク時の約16.4%
- 検挙状況～14,742件、53.4%（前年比+10.8ポイント）～6年連続増加

	H14(ピーク)	H29	H30	R1	R2
認知件数	168,190	42,126	36,701	34,520	27,630
検挙件数	27,197	16,460	15,114	14,697	14,742
検挙率	16.2%	39.1%	41.2%	42.6%	53.4%

2 県警察の重点対象犯罪認知件数等

令和2年の県警察が取組んだ重点対象犯罪である

- (1) 性犯罪
- (2) ニセ電話詐欺
- (3) 住宅対象侵入盗、ひったくり等の身近な犯罪

はいずれも減少している。

しかし、性犯罪は、1年間の件数を単位人口で割った犯罪率は高水準にあり、ニセ電話詐欺は、被害者の7割が65歳以上の高齢者で、口実を設けてキャッシュカードや通帳を預かったり、すり替えて預貯金を引き出すなど手口が巧妙化している。

また、住宅対象侵入盗は、減少しているが忍込みが増加、ひったくり等の街頭犯罪は、減少しているが強盗等の凶悪事件に発展するおそれがあり、重点的に取り組む必要がある。そのため、これらを重点とした防犯対策事業を引続き推進する。

罪種等	H30	R1	R2
強盗	57	52	44
性犯罪	381	321	228
強制性交等	93	88	55
強制わいせつ	288	233	173
ニセ電話詐欺	359	279	201
被害額	66,745万円	67,754万円	38,854万円
住宅対象侵入盗	1,730	1,646	1,457
空き巣	1,190	1,185	927
忍込み	442	379	452
居空き	98	82	78

(主な街頭犯罪) () 前年比

ひったくり	自転車盗	オートバイ盗	自動車盗
46(-16)	5,372(-2,475)	353(-214)	91(-5)
車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	
914(-574)	334(-90)	146(-228)	

3 少年非行情勢（暫定値）

○ 刑法犯少年検挙補導人員

- ・ 1, 161人(前年比-202人、全国7位～前年6位)
ピーク時(平成15年～12, 134人)の約9%
- ・ 非行者率2.5%(前年比-0.4%、全国平均～2.0%、全国9位～前年7位)
(男女別、犯罪・触法別、少年の割合)

	総数 (うち女子)	犯罪少年 (うち女子)	触法少年 (うち女子)	刑法犯検挙人員に 占める少年の割合
R2	1,161(169)	942(119)	219(50)	12.0%
R1	1,363(163)	1,178(125)	185(38)	13.1%
増減	-202(+6)	-236(-6)	+34(+12)	-1.1%

○ 福祉犯(少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪) 福祉犯検挙件数(全国6位)

	検挙件数	検挙人員	保護人員
R2	362	233	242
R1	488	289	239
増減	-126	-56	+3

4 薬物乱用情勢（令和元年）

- 令和元年の薬物事犯全体の検挙者数は、965人(前年比+6人)と増加した。
覚醒剤事犯はやや減少したものの、大麻事犯が増加したことが全体の数を押し上げている。
- 覚醒剤事犯の検挙者数は、616人(前年比-89人)と減少しているものの、高水準にあり、再犯者率は75.5%と全国平均の66.0%を上回っている。
- 大麻事犯の検挙者数は、平成27年以降増加し、令和元年は278人(前年比+76人)と過去最多となった。
特に少年の検挙補導者数は、45人(前年比+20人)と過去最多であった。

5 暴力団情勢

県警察の三大重点目標の一つである暴力団対策は、構成員等が6年連続で過去最少を記録するなど大きく前進を続けている。

特に五代目工藤會は、昨年2月に総本部事務所が完全に撤去されたうえ、組織トップの公判も開始されるなど、その活動は著しく低下し、また、指定暴力団浪川会も、昨年11月に本部事務所に対する使用禁止等の仮処分命令が出されるなど活動は低調である。

しかし、いずれも組織の解散には至ってなく、工藤會は、今後、出所した組員らによる新規組織の設立のおそれがあり、分裂した山口組の対立抗争等が未収束など、暴力団情勢は予断を許さない状況にある。

- ・ 県内の準構成員を含めた暴力団構成員数(令和2年12月末)
1, 530人(前年比-160人)

第2 協会運営

1 変更登記申請

- 事業変更に伴う変更登記申請を本年4月1日に実施し、同日から新たな事業・組織体系で組織運営を開始する。
- 役員に変動が生じた場合、定時総会において選任を行い、変更に伴う変更登記申請を行う。

2 定時総会

令和3年度の定時総会は、令和2年度3月通常理事会において開催期日等を決定の上、新監事、任期途中で理事が辞任した場合の新理事の選任、令和2年度の収支決算、その他議案について審議する。

3 理事会

- (1) 令和3年度5月通常理事会を5月12日（水）に開催し、令和2年度の事業報告、収支決算、その他議案について審議する。
- (2) 令和3年度3月通常理事会を、令和4年3月中に開催し、令和4年度事業計画及び収支予算、定時総会の開催時期、その他議案について審議する。

4 監査

令和3年4月中に、令和2年度の業務執行状況等について、監事の監査を受ける予定である。

5 定期提出書類等の提出

公益社団法人として、法令の定めにより、本年6月末日までに「令和2年度の事業報告等」、来年3月末日までに「令和4年度の事業計画等」を行政庁等に提出する。

6 地区防犯協会職員研修会の開催

地区防犯協会職員の適正な業務運営と士気の高揚を図るため、推進功労者に対する表彰並びに各種施策や広報啓発活動に対する教養及び意見交換を行う研修会を、来年2月（予定）に開催する。

7 行政庁による立入検査

法令（法人法、認定法、整備法等）で明確に定められた公益法人として遵守すべき事項について、法令（一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律第27条第1項）に基づく行政庁による立入検査が、本年度中に実施される予定であり、立入検査に対応した関係書類等の確認、整備等を行う。

第3 防犯対策事業

令和3年中の県警察の運営指針である

- 県民の安全・安心の確保

及び重点対象犯罪並びに当連合会の事業に係る犯罪のうち

- (1) 性犯罪の根絶
- (2) ニセ電話詐欺の予防
- (3) 強盗、住宅対象侵入盗及び街頭犯罪の予防
- (4) 女性、子供に対する犯罪の予防
- (5) サイバー犯罪の予防

を重点課題として、県警察をはじめ地区防犯協会及び関係機関等との連携を図りながら防犯対策事業を推進する。

1 重点課題対策の推進

(1) 性犯罪の根絶対策

県警察等と連携し

- 発生地、発生時間帯等の実態に応じた広報啓発活動
- スマートフォン用防犯アプリ「みまもっち」の普及促進活動
- 10～20代を主に女性の自主防犯意識を高める防犯教室及び声かけ防犯指導
- 防犯ブザーの有効性の周知と正しい携帯方法を指導しての普及促進活動
- 高校、大学等及び職場の女性に対するDVDを活用した危険回避術の指導及び自己防衛教育（SDE）推進活動
- 「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか（県警主催、県内企業参加）」と連携した被害防止啓発活動

を継続して推進する。

(2) ニセ電話詐欺の予防対策

県警察本部の「特殊詐欺抑止プロジェクト」と連携し、被害防止のための施策として

- 被害実態及び被害防止に関する広報啓発
- ニセ電話詐欺被害防止機能付電話機「まっ太フォン」の普及支援
- ニセ電話詐欺撃退器の貸出事業のアンケート結果を踏まえた普及支援
- クレジットカード等をすり替える手口等新たな犯行手口に対応した広報啓発を行うほか、県主導で作成したニセ電話詐欺防止の啓発動画を大型ビジョンにより広報するなど、今後も新たな犯行手口への警鐘と広報資材を開拓し、効果的広報啓発活動を推進する。

(3) 強盗、住宅対象侵入盗及び街頭犯罪の予防対策

犯罪認知数の減少に伴い、強盗等の凶悪犯罪も減少傾向にあるものの、昨年来、その鎮静化がみられないコロナ禍にあって、経済活動への悪影響が危惧される中、短絡的に強盗事案への犯行が懸念され、金融機関特に体制の弱い簡易郵便局への警戒や路上における身体犯への防犯措置に重点をおいた広報啓発を実施する。

また、空き巣等の住宅侵入盗、自転車盗等の乗り物盗及びひったくり等、身近な犯罪から凶悪事件に発展し、かつ体感治安を脅かす犯罪に対して、適切・効果的な広報活動を推進する。

(4) 女性、子供に対する犯罪の予防対策

女性へのストーカー、DV事案や児童を登下校時の凶悪事件や虐待から守るための犯罪被害防止及び非行防止対策を推進するとともに

- 県下の新入学児童への誘拐防止ステッカー、チラシ配付事業
- オリジナル防犯ブザーの作成と配布
- 危険箇所の排除など環境づくり等を推進する広報啓発活動
- 青少年が安易に客引きや特殊詐欺の受け子にならないための広報啓発活動

などを推進する。

(5) サイバー犯罪への予防対策

県警察等と連携し

- サイバー空間の脅威及びセキュリティ意識の向上に関する広報啓発
- 県主導で作成した架空請求詐欺・フィッシング詐欺被害防止動画の普及支援
- SNS等に起因する犯罪被害防止を図る効果的な広報活動

などを推進する。

2 地域安全活動の推進

(1) 全国地域安全運動の推進

犯罪を抑止し、安全安心を実感できる地域社会の実現を図るため、全国地域安全運動期間（10月11日から20日までの10日間）中に、各種関連行事を開催するとともに大型ビジョンやラジオ等のメディアを通じた広報啓発活動を積極的に推進するほか、各地区協会の青パト等の広報車を活用した広報活動を展開する。

また、4月からは、全国地域安全運動と連動したポスター・モデル標語及び青パトの活動写真を募集し、優秀作品については会長表彰を行うほか、全防連の選考に乗せる等、防犯テーマに即した広報啓発活動を実施する。

※ 令和2年度は、標語部門・青パト写真部門で全防連の入賞を果たした。

(2) 「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」の開催

全国地域安全運動の一環として、県民の防犯意識の高揚と地域防犯活動への参加機運の醸成を図るとともに、地域の防犯功労者・防犯功労団体等に対する表彰を行うため、県、県警察と合同により、「令和3年度安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を10月2日（土）に開催（予定）する。

※ 令和2年度は、コロナ禍にあって、開催を中止した。

(3) 地域に密着した地域安全活動の推進及び支援

地区防犯協会、防犯ボランティア団体及び警察署等と連携し、時節に対応した地域安全活動を支援・推進する。

(4) 防犯ボランティア地域交流会の開催

地区協会の垣根を越えて防犯ボランティア団体相互の情報交換等と団体間の交流・連携を図るため、複数の地区防犯協会を交えた協働事業として「防犯ボランティア地域交流会」（平成16年から実施）を開催する。

過去3回に亘って複数の団体による交流（紹介）により、年々活発な活動報告と実態活動の向上の場となっていたが、昨年度はコロナ禍において開催を見送った。

本年度は状況を判断し、例年どおり11月中に開催予定である。

(5) 学生防犯ボランティア活動の促進と支援

大学生に防犯ボランティア活動への参加を促し、将来への活動に発展・継続させることを目的に、県警察との協働事業として、「学生防犯ボランティア活動促進事業」（平成24年度から実施）及び「学生防犯ボランティアサミット支援事業」（平成22年度から実施）を継続して推進する。

※ 令和2年度は、申請校10校に各活動促進費各10万円を支援した。

※ 全防連刊行「月刊安心な街に・8月号」に1団体の紹介記事が掲載された。

(6) 青パトを保有する防犯ボランティア団体への支援

青パト活動の活性化を図るため、

- 青パト申請者に「青色回転灯」及び「補充電球」を提供する青色回転灯支援事業
- 県警察との協働事業による石油販売店による青パト支援事業

(平成25年度から実施、令和2年末・92店舗)
を継続推進するとともに、これまで収益事業としていた青パト自動車保険グループ事業を公益目的事業に変更し、従来どおり

- 新たに発足する青パト団体や、青パトを保有している防犯ボランティア団体の経費削減と地域防犯活動を促進するため、青パト自動車保険グループ事業を継続する。

3 広報啓発活動の推進

(1) 重点を指向した広報啓発活動

県警察と連携し、重点課題である性犯罪の根絶、ニセ電話詐欺の予防、強盗、住宅対象侵入盗及び街頭犯罪の予防、女性、子供に対する犯罪の予防、サイバー犯罪の予防の5項目を重点に、効果的な広報啓発活動を推進する。

(2) 広報資料の作成

県民への防犯意識の醸成・浸透及び自主防犯活動の促進を図るため、チラシ、ポスター、CD及び啓発物等広報資料を作成し、幅広く、多くの県民に配布又は掲示する等の方法による広報啓発活動を推進する。

(3) 各種広報媒体の活用

新聞、ラジオ、公共機関の掲示板等の各種広報媒体を活用して県民の防犯意識の醸成と被害防止の意識高揚のための広報啓発活動を推進する。

(4) 広報紙「防犯ふくおか」の発行

犯罪情勢をはじめ防犯対策や防犯ボランティアの活動等の情報を発信するため、広報紙「防犯ふくおか」を毎月発行し、地区防犯協会を通じて県内各世帯への回覧や公共施設内に掲示するなどの広報を行う。

- 「防犯ふくおか」発行状況

年度別	発行部数(部)	同期比
平成30年度	1,467,194	
令和元年度	1,468,990	1,796
令和2年度	1,397,120	-71,870

※ 発行部数は、各会計年度の1月末で集計

4 少年の非行防止及び健全育成活動の推進

少年の非行・犯罪被害防止及び健全育成のため、防犯指導員、少年補導員等に対する活動支援や広報資料の作成・配布を行うとともに、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間(主唱:内閣府)」に併せ、少年の非行及び犯罪被害を防止するための新聞等を活用した広報啓発活動を実施するとともに、県警主催の少年柔・剣道合宿研修、県主催の囲碁大会などのスポーツ、文化事業への後援活動等を行い、健全育成活動を推進する。

5 自転車防犯登録事業の推進

(1) 防犯登録の普及・促進

防犯登録台数は、平成23年の30万台を記録した後、年々減少の傾向にあったが、本年度はコロナ禍による緊急事態宣言により、休業を余儀なくされた店舗が生じたものの、「3密」回避の手段等としての利便性からか増加に転じている。

引き続き、自転車防犯登録の重要性に鑑み、登録の普及促進のため広報啓発活動

を一層推進し、更なる登録台数の向上を図る。

○ 自転車防犯登録台数

年度別	登録台数(台)	同期比
平成30年度	218,851	
令和元年度	218,412	-439
令和2年度	227,464	9,052

※ 登録台数は、各会計年度の1月末で集計

(2) 自転車の盗難被害防止活動

令和2年中の全刑法犯認知件数の19.4%を占める自転車盗難の防止等を図るため、チラシ、パンフレットの配布や列車載広告、新聞、ラジオ、広報誌(紙)等各種広報媒体を活用した防犯登録の促進を図るとともに県警と連携した一斉キャンペーンの開催、各種学校(中・高校、大学)に対する広報啓発活動の強化を図る。

(3) 放置自転車対策への協力・支援活動の推進

違法駐輪や放置自転車の問題解消のため、自治体等の関係機関との良好な協力関係を維持・構築するとともに、調査・照会業務の迅速・適切な処理による放置自転車等の早期返還等の処理を図る。

(4) 地区防犯協会、防犯登録店に対する指導

ア 一昨年は、改元及び消費税の変更など、登録業務に影響する変更事項があったが、逐次事前に広報チラシ等を準備する等、遺漏なく円滑に業務を遂行させており、今後も、業務に影響する社会事象に適切に対応し、早期の事前準備による周知を徹底する。

イ 「福岡県防犯協会職員研修会」を1年の総括として開催(令和4年2月予定)するほか、月刊の資料として「防犯登録だより」(平成25年7月に初号を発行し、2月末で第87号)の発行や、適宜発行するワンポイント教養紙等により、地区防犯協会の事務手続きの迅速かつ適正処理と処理能力の向上を図る。

ウ 防犯登録店に対する指導教養の徹底

現在、地区協会を通じて登録店へ指導事項を機会ごとに示達しその徹底を図っているところであるが、リサイクル品取扱店の増加や資源リサイクルの浸透に伴い、

○ 廃品回収自転車に対する防犯登録の廃車手続き請求事案

も発生しており、今後も地区協会と積極的に連携し、遵守事項の徹底と不履行店舗を排除し、その適正化を図って行く。

また、業務の適正化と円滑化を図るため、地区協会職員の意見等を集約・反映させて、登録店が履践すべき事項の見直しを行い、かつ登録店に配付しているマニュアル「自転車防犯登録の手引き」の修正を加えるなど、逐次更新を図っていく。

第4 風俗環境浄化事業

1 県公安委員会からの受託事業の適正な推進

- (1) 県公安委員会から委託された風俗営業管理者講習及び風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可、承認申請に伴う調査業務を適正に推進する。

(2) 調査員研修会を開催し、調査業務の適正化及び調査員の資質向上を図る。

2 少年指導委員の活動に対する支援

風俗環境浄化活動の一環として風営店への立ち入り権限を有し、少年の健全育成活動に取り組んでいる少年指導委員の活動に対する協力・支援を行う。

3 風俗環境浄化活動に対する支援

福岡市中央区天神、博多区中洲、北九州市小倉北区堺町及び久留米市日吉町など、歓楽街の風俗環境浄化のため警察や地区防犯協会等が行う諸活動を支援する。

4 遊技場に対する健全化推進

福岡県遊技業協同組合など5団体で構成する「福岡県不正防止対策機構」の一員として、毎月、ぱちんこ店等に対する立入検査を実施し、不正遊技機等の発見に努める。